

○厚生労働大臣が定める者等（平成十二年厚生省告示第二十三号）

(傍線の部分は改正部分)

改正案 現行

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者等を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費の注6の厚生労働大臣が定める者

　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項各号に掲げる研修の課程のうち三級課程を修了した者（同令附則第四条の規定により同令第三条第一項第二号に規定する介護員養成研修の課程（三級課程に限る。）を修了した者とみなされたもの）であつて、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもののうち、平成二十一年三月三十一日時点において、指定訪問介護事業所に訪問介護員として雇用されており、かつ、平成二十一年四月一日以降も引き続き当該事業所に訪問介護員として雇用されているもの

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者等を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費の注6の厚生労働大臣が定める者

　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項各号に掲げる研修の課程のうち三級課程を修了した者（同令附則第四条の規定により同令第三条第一項第二号に規定する訪問介護員養成研修の課程（三級課程に限る。）を修了した者とみなされたものを含む。）であつて、それぞれ当該各号に定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもののうち、平成二十一年三月三十一日時点において、指定訪問介護事業所に訪問介護員として雇用されており、かつ、平成二十一年四月一日以降も引き

二・三（略）

行

四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注3の厚生労働大臣が定める基準

同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ていてる場合であつて、次のいずれかに該当するとき

イ 利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合

ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

ハ その他利用者の状況等から判断して、イ又はロに準すると認められる場合

五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注4の厚生労働大臣が定める状態

次のいずれかに該当する状態

イ 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又是在宅気管切開患者指導管理を受けている状態

ロ 気管カニューレ、ドレンチュープ又は留置カテーテルを使用している状態

ハ 人工肛門又は人工膀胱<sup>ぼうこう</sup>を設置している状態  
二 真皮を越える褥瘡<sup>じゆよう</sup>の状態

六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費の口の注1の厚生労働大臣が定める者

次のいずれかに該当する者

イ 末期の悪性腫瘍<sup>じゆよう</sup>の者

四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注5の厚生労働大臣が定める基準

同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ていてる場合であつて、次のいずれかに該当するとき

イ 利用者の身体的理由により一人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合

ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

ハ その他利用者の状況等から判断して、イ又はロに準ると認められる場合

五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問看護費の注5の厚生労働大臣が定める状態

次のいずれかに該当する状態

イ 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）に掲げる在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又是在宅気管切開患者指導管理を受けている状態

ロ 気管カニューレ、ドレンチュープ又は留置カテーテルを使用している状態

ハ 人工肛門又は人工膀胱<sup>ぼうこう</sup>を設置している状態

五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費の口の注1の厚生労働大臣が定める者

末期の悪性腫瘍<sup>じゆよう</sup>の者

七 口 中心静脈栄養を受けている者  
ロの注2の厚生労働大臣が定める特別な薬剤

八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費の  
ハの注のイの厚生労働大臣が定める特別な薬剤

第一号に規定する麻薬  
九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費の  
ハの注のイの厚生労働大臣が定める特別な薬剤

八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費の  
ハの注のイの厚生労働大臣が定める特別な薬剤

九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費の  
ハの注のイの厚生労働大臣が定める特別な薬剤

九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費の  
ハの注のイの厚生労働大臣が定める特別な薬剤

十 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき  
提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、  
糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、痛風食  
、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び  
特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く。）

十一 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注2の厚  
生労働大臣が定める者

十二 難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の者であつて、サ  
ービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするもの  
十一 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注3の厚  
生労働大臣が定める基準に適合する利用者

十三 心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間の  
サービス利用が困難である利用者

十四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注3の厚  
生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助

十五 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行わ  
れる入浴介助

十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーシ  
ヨン費の注3の厚生労働大臣が定める者

十七 定期的に適切な研修を修了している看護師、准看護師、柔道整  
復師又はあん摩マッサージ指圧師

十八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーシ  
ヨン費の注5の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費の  
ロの注2の厚生労働大臣が定める特別な薬剤

七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費の  
ハの注のイの厚生労働大臣が定める特別な薬剤

八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費の  
ハの注のイの厚生労働大臣が定める特別な薬剤

九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費の  
ハの注のイの厚生労働大臣が定める特別な薬剤

九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費の  
ハの注のイの厚生労働大臣が定める特別な薬剤

九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の居宅療養管理指導費の  
ハの注のイの厚生労働大臣が定める特別な薬剤

十 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき  
提供された適切な栄養量及び内容を有する腎臓病食、肝臓病食、  
糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、高脂血症食、痛風食  
、嚥下困難者のための流動食、経管栄養のための濃厚流動食及び  
特別な場合の検査食（単なる流動食及び軟食を除く。）

十一 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注3の厚  
生労働大臣が定める基準に適合する利用者

十二 難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の者であつて、サ  
ービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするもの  
十一 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注3の厚  
生労働大臣が定める基準に適合する利用者

十三 心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間の  
サービス利用が困難である利用者

十四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注3の厚  
生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助

十五 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行わ  
れる入浴介助

十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーシ  
ヨン費の注3の厚生労働大臣が定める者

十七 定期的に適切な研修を修了している看護師、准看護師、柔道整  
復師又はあん摩マッサージ指圧師

十八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーシ  
ヨン費の注5の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

第十号に規定する利用者

十四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助

第十一号に規定する入浴介助

十五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のハの注の厚生労働大臣が定める療養食

疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食

十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のニの注の厚生労働大臣が定める者

介護を行う者が疾病にかかることがあることその他のやむを得ない理由により、介護を受けることができない者

十七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注2、ロ(1)から(5)までの注2、ハ(1)から(3)までの注2及びニ(1)から(4)までの注2の厚生労働大臣が定める利用者

難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の利用者であつて、サービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするもの

十八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(4)の注、ロ(6)の注、ハ(4)の注及びニ(5)の注の厚生労働大臣が定める療養食

第十五号に規定する療養食

十九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(5)の注、ロ(7)の注、ハ(5)の注及びニ(6)の注の厚生労働大臣が定める者

第十六号に規定する者

二十 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費

第九号に規定する利用者

十二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所リハビリテーション費の注5の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助

第十号に規定する入浴介助

十三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のニの注の厚生労働大臣が定める療養食

疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、脾臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食

十四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のホの注の厚生労働大臣が定める者

介護を行う者が疾病にかかることがあることその他のやむを得ない理由により、介護を受けることができない者

十五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注2、ロ(1)から(5)までの注2、ハ(1)から(3)までの注2及びニ(1)から(4)までの注2の厚生労働大臣が定める利用者

難病等を有する中重度者又は末期の悪性腫瘍の利用者であつて、サービスの提供に当たり、常時看護師による観察を必要とするもの

十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(5)の注、ロ(7)の注、ハ(5)の注、ニ(6)の注及びホ(5)の注の厚生労働大臣が定める療養食

第十三号に規定する療養食

十七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(6)の注、ロ(8)の注、ハ(6)の注及びニ(7)の注の厚生労働大臣が定める者

第十四号に規定する者

十八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費

のイ(6)の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

イ 医科診療報酬点数表第二章第七部により点数の算定されるリハビリテーション、同第九部により点数の算定される処置（同部において医科診療報酬点数表の例によるとされている診療のうち次に掲げるものを含む。）、同第十部により点数の算定される手術及び同第十一部により点数の算定される麻酔

(1) 第七部リハビリテーションに掲げるリハビリテーションのうち次に掲げるもの

(2) 脳血管疾患等リハビリテーション料（言語聴覚療法に係るものに限る。）

(3) 摂食機能療法

(4)

(2) 第九部処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

(1) 一般処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

a 創傷処置（六千平方センチメートル以上のもの（褥瘡に係るもの）を除く。）を除く。）

b 热傷処置（六千平方センチメートル以上のものを除く。）

### 重度褥瘡処置

老人処置

老人精神病棟等処置料

爪甲除去（麻酔を要しないもの）

穿刺排膿後薬液注入

空洞切開術後ヨードホルムガーゼ処置

ドレーン法（ドレナージ）

頸椎、胸椎又は腰椎穿刺

胸腔穿刺（洗浄、注入及び排液を含む。）

腹腔穿刺（人工気腹、洗浄、注入及び排液を含む。）

喀痰吸引

m l k j i h g f e d c

のイ(7)の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

イ 医科診療報酬点数表第二章第七部により点数の算定されるリハビリテーション、同第九部により点数の算定される処置（同部において医科診療報酬点数表の例によるとされている診療のうち次に掲げるものを含む。）、同第十部により点数の算定される手術及び同第十一部により点数の算定される麻酔

(1) 第七部リハビリテーションに掲げるリハビリテーションのうち次に掲げるもの

(2) 脳血管疾患等リハビリテーション料（言語聴覚療法に係るものに限る。）

(3) 摂食機能療法

(4)

(2) 第九部処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

(1) 一般処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

a 創傷処置（六千平方センチメートル以上のもの（褥瘡に係るもの）を除く。）を除く。）

b 热傷処置（六千平方センチメートル以上のものを除く。）

### 重度褥瘡処置

老人処置

老人精神病棟等処置料

爪甲除去（麻酔を要しないもの）

穿刺排膿後薬液注入

空洞切開術後ヨードホルムガーゼ処置

ドレーン法（ドレナージ）

頸椎、胸椎又は腰椎穿刺

胸腔穿刺（洗浄、注入及び排液を含む。）

腹腔穿刺（人工気腹、洗浄、注入及び排液を含む。）

喀痰吸引

m l k j i h g f e d c

干涉低周波去痰器による喀痰排出  
高位浣腸、高压浣腸、洗腸

摘便

腰椎麻酔下直腸内異物除去  
腸内ガス排気処置（開腹手術後）

酸素吸入

突発性難聴に対する酸素療法

酸素テント

間歇的陽圧吸入法

体外式陰圧人工呼吸器治療

肛門拡張法（徒手又はブジーによるもの）

非還納性ヘルニア徒手整復法

痔核嵌頓整復法（脱肛を含む。）

救急処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

救命のための気管内挿管

体表面ペーリング法又は食道ペーリング法

人工呼吸

非開胸的心マッサージ

胃洗浄

氣管内洗浄

皮膚科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

皮膚科軟膏処置

いぼ焼灼法

イオントフォレーゼ

臍肉芽腫切除術

泌尿器科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

膀胱洗浄（薬液注入を含む。）

後部尿道洗浄（ウルツマン）

留置カテーテル設置

嵌頓包茎整復法（陰茎絞扼等）

干涉低周波去痰器による喀痰排出  
高位浣腸、高压浣腸、洗腸

摘便

腰椎麻酔下直腸内異物除去  
腸内ガス排気処置（開腹手術後）

酸素吸入

突発性難聴に対する酸素療法

酸素テント

間歇的陽圧吸入法

体外式陰圧人工呼吸器治療

肛門拡張法（徒手又はブジーによるもの）

非還納性ヘルニア徒手整復法

痔核嵌頓整復法（脱肛を含む。）

救急処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

救命のための気管内挿管

体表面ペーリング法又は食道ペーリング法

人工呼吸

非開胸的心マッサージ

胃洗浄

氣管内洗浄

皮膚科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

皮膚科軟膏処置

いぼ焼灼法

イオントフォレーゼ

臍肉芽腫切除術

泌尿器科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

膀胱洗浄（薬液注入を含む。）

後部尿道洗浄（ウルツマン）

留置カテーテル設置

嵌頓包茎整復法（陰茎絞扼等）

(国) 産婦人科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

a 膣洗浄（熱性洗浄を含む。）

b 子宮頸管内への薬物挿入法

(内) 眼科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

a 眼処置

b 義眼処置

c 睫毛拔去

d 結膜異物除去

(七) 耳鼻咽喉科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

a 耳処置（点耳、耳浴、耳洗浄及び簡単な耳垢栓除去を含む。）

b 鼻処置（鼻吸引、鼻洗浄、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む。）

c 口腔、咽頭処置

d 関節喉頭鏡下喉頭処置（喉頭注入を含む。）

e 鼻出血止血法（ガーゼタンポン又はバルーンによるもの）

f 耳垢栓塞除去（複雑なもの）

g ネブライザー

h 超音波ネブライザー

(八) 整形外科的処置に掲げる処置（鋼線等による直達牽引を除く。）

(九) 栄養処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

a 鼻腔栄養

b 滋養浣腸

(十) 第十部手術に掲げる手術のうち次に掲げるもの

(一) 創傷処理（長径五センチメートル以上で筋肉、臓器に達するものを除く。）

(二) 皮膚切開術（長径二十センチメートル未満のものに限る。）

(国) 産婦人科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

a 膣洗浄（熱性洗浄を含む。）

b 子宮頸管内への薬物挿入法

(内) 眼科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

a 眼処置

b 義眼処置

c 睫毛拔去

d 結膜異物除去

(七) 耳鼻咽喉科処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

a 耳処置（点耳、耳浴、耳洗浄及び簡単な耳垢栓除去を含む。）

b 鼻処置（鼻吸引、鼻洗浄、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む。）

c 口腔、咽頭処置

d 関節喉頭鏡下喉頭処置（喉頭注入を含む。）

e 鼻出血止血法（ガーゼタンポン又はバルーンによるもの）

f 耳垢栓塞除去（複雑なもの）

g ネブライザー

h 超音波ネブライザー

(八) 整形外科的処置に掲げる処置（鋼線等による直達牽引を除く。）

(九) 栄養処置に掲げる処置のうち次に掲げるもの

a 鼻腔栄養

b 滋養浣腸

(十) 第十部手術に掲げる手術のうち次に掲げるもの

(一) 創傷処理（長径五センチメートル以上で筋肉、臓器に達するものを除く。）

(二) 皮膚切開術（長径二十センチメートル未満のものに限る。）

(二) デブリードマン (百平方センチメートル未満のものに限る。)

(二) デブリードマン (百平方センチメートル未満のものに限る。)

四 四 四 四  
爪甲除去術

四 四 四 四  
爪甲除去術

風棘手術

風棘手術

外耳道異物除去術 (極めて複雑なものを除く。)

外耳道異物除去術 (極めて複雑なものを除く。)

咽頭異物摘出術  
顎関節脱臼非観血的整復術

咽頭異物摘出術  
顎関節脱臼非観血的整復術

血管露出術

血管露出術

(4) 第十一部麻酔に掲げる麻酔のうち次に掲げるものの

(4) 第十一部麻酔に掲げる麻酔のうち次に掲げるものの

(5) (1)から(4)までに掲げるリハビリテーション、処置、手術又は麻酔に最も近似するものとして医科診療報酬点数表により点数の算定される特殊なりハビリテーション、処置、手術及び麻酔

(5) (1)から(4)までに掲げるリハビリテーション、処置、手術又は麻酔に最も近似するものとして医科診療報酬点数表により点数の算定される特殊なりハビリテーション、処置、手術及び麻酔

二十一 指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注4の厚生労働大臣が定める者

二十一 指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注2の厚生労働大臣が定める者

イ 次に掲げる福祉用具の種類に応じ、それぞれ次に掲げる者(1) 車いす及び車いす付属品 次のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる福祉用具の種類に応じ、それぞれ次に掲げる者(1) 車いす及び車いす付属品 次のいずれかに該当する者

(1) (1) 日常的に歩行が困難な者  
(2) 日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者

(1) (1) 日常的に歩行が困難な者  
(2) 日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者

(2) 特殊寝台及び特殊寝台付属品 次のいずれかに該当する者

(2) 特殊寝台及び特殊寝台付属品 次のいずれかに該当する者

(3) 床ずれ防止用具及び体位変換器 日常的に寝返りが困難な者

(3) 床ずれ防止用具及び体位変換器 日常的に寝返りが困難な者

(4) 認知症老人徘徊感知機器 次のいずれにも該当する者  
(4) 認知症老人徘徊感知機器 次のいずれにも該当する者

意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支

意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支

障がある者

(二) 移動において全介助を必要としない者

(5) 移動用リフト（つり具の部分を除く。）

(一) 日常的に立ち上がりが困難な者

(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者

(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者

□ 平成十八年三月三十一日までに指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注4に掲げる種目（以下「対象外種目」という。）に係る福祉用具貸与を受けていた者であつて、平成十八年九月三十日までの間において対象外種目に係る指定福祉用具貸与を受けるもの

二十二 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の夜間対応型訪問介護費の注2の厚生労働大臣が定める者

第一号の規定を準用する。

二十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費の注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

第十号に規定する利用者

二十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費の注4の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助

第十一号に規定する入浴介助

二十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費のハの注の厚生労働大臣が定める登録者

イ 認知症加算(5)を算定すべき利用者

日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められる」とから介護を必要とする認知症の者

障がある者

(二) 移動において全介助を必要としない者

(5) 移動用リフト（つり具の部分を除く。）

(一) 日常的に立ち上がりが困難な者

(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者

(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者

□ 平成十八年三月三十一日までに指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注2に掲げる種目（以下「対象外種目」という。）に係る福祉用具貸与を受けていた者であつて、平成十八年九月三十日までの間において対象外種目に係る指定福祉用具貸与を受けるもの

二十一 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）の夜間対応型訪問介護費の注2の厚生労働大臣が定める者

第一号に規定する者

二十二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費の注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

第九号に規定する利用者

二十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費の注4の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助

第十号に規定する入浴介助

二十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費の注4の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助

第九号に規定する利用者

二十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費のハの注の厚生労働大臣が定める登録者

イ 認知症加算(5)を算定すべき利用者

日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められる」とから介護を必要とする認知症の者

口 認知症加算(豆)を算定すべき利用者

要介護状態区分が要介護二である者であつて、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの

二十六 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費の注5の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

次のイからハまでのいずれにも適合している利用者

イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。

ロ 利用者又はその家族等の同意を得て、利用者の介護に係る計画が作成されていること。

ハ 医師、看護師、介護職員等が共同して、利用者の状態又は家族の求め等に応じ隨時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得て、介護が行われていること。

二十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費のへの注の厚生労働大臣が定める者

日常生活に支障をきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者

二十八 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのイからニまでの注<sup>13</sup>の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者又は知的障害者（以下「視覚障害者等」という。）

視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者又は重度の知的障害者

二十九 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのイからニまでの注<sup>13</sup>の厚生労働大臣が定める者

次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に掲げる者

イ 視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができるもの

二十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのイからニまでの注<sup>10</sup>の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者又は知的障害者（以下「視覚障害者等」という。）

視覚、聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者又は重度の知的障害者

二十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのイからニまでの注<sup>10</sup>の厚生労働大臣が定める者

次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に掲げる者

イ 視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができるもの

口 感覚障害又は言語機能障害 手話通訳等を行うことができる者

ハ 知的障害 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十四条各号に掲げる業務のいずれかを行う者又はこれらに準ずる者

三十 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのイからニまでの注<sup>15</sup>の厚生労働大臣が定める者

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を利用する期間中において、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第百三十六条第三項第三号に掲げる厚生労働大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な居室の提供を受けたことに伴い必要となる費用の額の支払を行っていない者

三十一 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのルの注の厚生労働大臣が定める療養食

第十五号に規定する療養食

三十二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのヲの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者

次のイからハまでのいずれにも適合している入所者

イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者

ロ 入所者又はその家族等の同意を得て、入所者の介護に係る計画が作成されていること。

ハ 医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じ隨時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得て、介護が行われていること。

口 感覚障害又は言語機能障害 手話通訳等を行うことができる者

ハ 知的障害 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十四条各号に掲げる業務のいずれかを行う者又はこれらに準ずる者

二十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのイからニまでの注<sup>12</sup>の厚生労働大臣が定める者

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を利用する期間中において、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第百三十六条第三項第三号に掲げる厚生労働大臣の定める基準に基づき、利用者が選定する特別な居室の提供を受けたことに伴い必要となる費用の額の支払を行っていない者

二十六 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのルの注の厚生労働大臣が定める療養食

第十三号に規定する療養食

二十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのヲの注の厚生労働大臣が定める基準に該当する入所者

イ 看取り介護加算(1)を算定すべき入所者

(1) 次の(1)から(3)までのいずれにも適合している入所者

(1) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の

見込みがないと診断した者であること。

(2) 入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者の介護に係る計画が作成されていること。

(3) 医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随时、本人又はその家族への説明を行い、同意を得て、介護が行われていること。

(2) 入所している施設又は当該入所者の居宅において死亡した

者

口 看取り介護加算(II)を算定すべき入所者

(1) イの(1)に該当する入所者

(2) 入所していた施設以外の介護保険施設その他の施設又は医療機関において死亡した者

(3) 入所していた施設以外の介護保険施設その他の施設又は医療機関に入所又は入院等した後も、当該入所者又は入院患者の家族に対する指導や当該介護保険施設その他の施設又は医療機関に対する情報提供等が行われている者

三十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスの力の注の厚生労働大臣が定める者

次に掲げる要件を満たす者

イ 在宅生活を継続する観点から、複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間（入所期間が三月を超えるときは、三月を限度とする。）を定めて、当該施設の同一の個室を計画的に利用している者であること。

ロ 要介護状態区分が要介護三、要介護四又は要介護五である者であること。

三十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのタの注の厚生労働大臣が定める者

第二十七号に規定する者

三十五 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護福祉施設サービスのイ及びロの注13の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚障害者等

第二十八号に規定する者

三十六 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注13の厚生労働大臣が定める者

第二十九号に規定する者

二十九 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護福祉施設サービスのイ及びロの注10の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚障害者等

第二十三号に規定する者

三十 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注10の厚生労働大臣が定める者

二十四号に規定する者

三十七 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注15の厚生労働大臣が定める者

平成十七年九月一日から同月三十日までの間ににおいて、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）第九条第三項第三号に掲げる厚生労働大臣の定める基準に基づき、入所者が選定する特別な居室の提供を受けたことに伴い必要となる費用の額の支払を行っていない者

三十八 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのリの注の厚生労働大臣が定める療養食

第十五号に規定する療養食

三十九 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのヌの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者

第三十二号に規定する入所者

四十 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのヲの注の厚生労働大臣が定める者

第三十三号に規定する者

四十一 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのワの注の厚生労働大臣が定める者

第二十七号に規定する者

四十二 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注10の厚生労働大臣が定める者

平成十七年九月一日から同月三十日までの間において、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第十二条第三項第三号に掲げる厚生労働大臣の定める基準に基づき、入所者が選定する特別な療養室の提供を受けたことに伴い必要となる費用の額の支払を行っていない者

四十三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注12の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者

三十一 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注12の厚生労働大臣が定める者

平成十七年九月一日から同月三十日までの間ににおいて、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）第九条第三項第三号に掲げる厚生労働大臣の定める基準に基づき、入所者が選定する特別な居室の提供を受けたことに伴い必要となる費用の額の支払を行っていない者

三十二 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのリの注の厚生労働大臣が定める療養食

第十三号に規定する療養食

三十三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのヌの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者

第二十七号に規定する入所者

三十四 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのヲの注の厚生労働大臣が定める者

第二十八号に規定する者

第二十八号に規定する者

三十五 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注10の厚生労働大臣が定める者

平成十七年九月一日から同月三十日までの間において、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）第十二条第三項第三号に掲げる厚生労働大臣の定める基準に基づき、入所者が選定する特別な療養室の提供を受けたことに伴い必要となる費用の額の支払を行っていない者

三十六 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注12の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者

次に掲げる要件を満たす者

イ 次の(1)から(3)までのいずれにも適合している入所者

(1) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。

(2) 入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者のターミナルケアに係る計画が作成されていること。

(3) 医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じ隨時、本人又はその家族への説明を行い、同意を得て、ターミナルケアが行われていること。

ロ 介護保健施設サービス費(II)若しくは介護保健施設サービス費(III)又はユニット型介護保健施設サービス費(II)若しくはユニット型介護保健施設サービス費(III)を算定している場合につては、入所している施設又は当該入所者の居宅において死亡した者

四十四 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのリの注の厚生労働大臣が定める療養食

第十五号に規定する療養食

四十五 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのル(2)の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

第二十号に規定するリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

四十六 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのヲの注の厚生労働大臣が定める者

第二十七号に規定する者

四十七 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのワの注の厚生労働大臣が定める機関

次に掲げるいずれかに該当する機関

イ 認知症疾患医療センター

ロ 認知症の鑑別診断等に係る専門医療機関

次に掲げる要件を満たす者

イ 次の(1)から(3)までのいずれにも適合している入所者

(1) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。

(2) 入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者のターミナルケアに係る計画が作成されていること。

(3) 医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随时、本人又はその家族への説明を行い、同意を得て、ターミナルケアが行われていること。

ロ 入所している施設又は当該入所者の居宅において死亡した者

三十七 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのリの注の厚生労働大臣が定める療養食

第十三号に規定する療養食

三十八 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのル(2)の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

第十八号に規定するリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

四十九 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ(1)から(4)までの注10、ロ(1)及び(2)の注7並びにハ(1)か



付費単位数表の介護福祉施設サービスのヲの在宅・入所相互利用加算又は指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注<sup>9</sup>に規定する所定単位数を算定する場合を除く。)に当たつて、新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対し、指定居宅介護支援を行つており、かつ、当該病院若しくは診療所又は介護保険施設その他の施設から利用者に関する必要な情報の提供を求めることその他の連携を行つた場合(同一の利用者について、六月以内に算定している場合を除く。)

#### 五十二 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十号)別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表のホの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する場合

##### イ 退院・退所加算(1)を算定すべき場合

病院若しくは診療所への入院期間又は地域密着型介護老人福祉施設(法第八条第二十項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)若しくは介護保険施設(法第八条第二十二項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)への入所期間が三十日以下であつた者が退院又は退所(指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのカ又は指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのヲの在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。)し、その居宅において居宅サービス(法第八条第一項に規定する居宅サービスをいう。以下同じ。)又は地域密着型サービス(法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスをいう。以下同じ。)を利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たつて、当該病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作

成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行つた場合（同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。）

口 退院・退所加算(Ⅱ)を算定すべき場合

病院若しくは診療所への入院期間又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設への入所期間が三十日を超える者が退院又は退所（指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスの力又は指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのヲの在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。）し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たつて、当該病院、診療所地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行つた場合（同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。）

五十三 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防訪問介護費の注2の厚生労働大臣が定める者

第一号に規定する者

五十四 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費の注1の厚生労働大臣が定める疾病等

第三号に規定する疾病等

五十五 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費の注3の厚生労働大臣が定める基準

四十四 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費の注5の厚生労働大臣が定める状態



六十四 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(4)の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

第二十号に規定するリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

六十五 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防福祉用具貸与費の注2の厚生労働大臣が定める者

第二十一号に規定する者

六十六 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定

地城密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定

地城密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の

第五十四 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定

地城密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の

介護予防認知症対応型通所介護費の注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

第九号に規定する利用者

五十五 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費の注4の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助

第十号に規定する入浴介助

六十七 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費の注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

第十一号に規定する入浴介助

六十八 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費の注4の厚生労働大臣が定める者

第二十七号に規定する者

第十八号に規定するリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

五十三 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防福祉用具貸与費の注2の厚生労働大臣が定める者

第十九号に規定する者

五十五 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費の注4の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助

第十号に規定する入浴介助

五十五 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費の注4の厚生労働大臣が定める基準に適合する入浴介助